

2020年1月21日

各位

小野薬品健康保険組合

ご家族（当健保組合の加入者）の2019年年間収入額について（お願い）

2019年1～12月の年間収入額が確定する時期となりました。

小野薬品健康保険組合の健康保険証をお持ちのご家族^{※1}が、加入継続条件の『年間収入額130万円未満^{※2}』（月平均の目安は108,333円未満）を満たしているか念のためご確認ください。

※1 現在、就職されていて当健保組合以外の健康保険証を持っている方は確認不要です。

※2 60歳以上や障がい者は年間収入額180万円未満（月平均15万円未満）

1. 万一、2019年の**年間収入額が130万円を超えている場合は、健保組合まで至急ご連絡ください。**

・ご家族が退職を理由に2019年に当健保組合に加入された場合は、2019年の年間収入額130万円以上でも構いません。

2. また、**月平均額108,333円（目安）を超えている場合**についても、**今後の収入見込額を確認しますので、健保組合までご連絡ください。**

・パート・アルバイトの方で、労働条件の変更等により月額が108,333円超となり、今後も継続的に同様の収入額が見込まれ、かつ、以後1年間の年間収入額が130万円超であることが見込まれる場合は、労働条件の変更月に当健保組合から外れていただくこととなります。

・パート・アルバイトを始めた方で、月額が108,333円超で、今後も継続的に同様の収入額が見込まれ、かつ、以後1年間の年間収入額が130万円超であることが見込まれる場合は、速やかに当健保組合から外れていただくこととなります。外れる時期については、念のため健保組合までご相談ください。

・健保組合の届出が遅れた場合は、その間に給付した医療費や補助金などを返還いただくこととなります。

連絡先：健保組合（担当 久野）

内線（本店）4301、06-6222-5665

Q1 被扶養者を認定する際の「年収」は総収入額ですか？それとも控除後の所得ですか？

A1 給与所得者(パート・アルバイト等)の収入は税控除前の総収入額です。

一方、**自営業者(塾経営など)や不動産所得者(駐車場収入や家賃収入など)の場合は、売上から「最低限の必要経費(売上原価など。製造業の原材料費程度)」を差し引いた金額**であり、税法上の事業所得と異なりますのでご注意ください。

①給与所得者(パート・アルバイト等)の場合

勤務先から配布される「源泉徴収票」の「支払金額」をご確認ください。

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都中野区中野4-X-000		(受給者番号) 012345678901									
		(役職名) 氏名 コクセイ タダシ 国税 正									
(b)	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額							
(a)	6152000	4381600	1196445	225600							
控除対象配偶者の有無等 本人		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者である親族の数					

②自営業者、不動産所得者等の場合

(注) 税法上の事業所得とは異なります！

自営業者や不動産取得者は、「確定申告書」で年間収入額をご確認ください。

収入から売上原価などの必要最小限の経費^{※3}を差し引いた額となります。 ※3 家賃や人件費程度

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	氏 名
取 入 金 額		旅 費 交 通 費		
先上(収入)金額 ①		通 信 費		
家 事 消 費		廣 告 宣 伝 費		
②		接 待 交 際 費		
そ の 他 の 収 入		損 害 保 険 料		
③		修 繕 費		
計 (①+②+③) ④		消 耗 品 費		
期首商品(製品)棚卸高 ⑤		福 利 厚 生 費		
仕入金額(製品製造原価) ⑥				
小 計(⑤+⑥) ⑦				
期末商品(製品)棚卸高 ⑧				
差引原価(⑦-⑧) ⑨				
差 引 金 額 (④-⑨) ⑩				
給 料 賃 金 ⑪				
外 注 工 賃 ⑫				
減 価 償 却 費 ⑬				
貸 倒 金 ⑭				
地 代 家 賃 ⑮				
利 子 割 引 料 ⑯				
		雑 費		
		小 計 (⑪~⑭までの計) ⑰		
		経 費 計 (⑰+⑮+⑯) ⑱		

Q2 2020年は収入が増加し、130万円前後となりそうです。どうすればよいでしょうか？

A2 2019年と比べて著しく収入が増える可能性がある方は、念のため健保組合までご相談ください。